

療養の証明に関する Q&A

目次

Q1 自宅で療養していた証明書(自宅療養証明書)を発行してほしいのですが？

Q2 療養に関する証明書はいつ必要になりますか？

Q3 入院していた期間の証明書も発行できますか？

Q4 発行に手数料が必要ですか？

Q5 就業制限通知が届いていない・紛失したので再発行したいのですが？

Q6 就業制限通知を複数枚発行してもらうことはできますか？

Q7 保険会社の様式で発行してもらうことはできますか？

Q1 自宅で療養していた証明書(自宅療養証明書)を発行してほしいのですが？

A 自宅療養証明書を書面により発行いたします。証明書をご希望の方は、保健予防課 感染症対策担当(03-3847-9476)までお問い合わせください。

なお、My HER-SYS による療養証明書の表示機能は、令和5年9月30日をもって停止されました。

Q2 療養に関する証明書はいつ必要になりますか？

A 加入されている保険によって、ご自宅や宿泊施設で療養されていた方に給付金が支給される場合があります。この場合、自宅療養証明書を療養期間の証明のための書類としてご活用いただける場合があります。詳しくは、加入されている保険会社にご確認ください。

Q3 入院していた期間の証明書も発行できますか？

A 入院期間の証明書につきましては、入院先の医療機関にお問い合わせください。

Q4 発行に手数料が必要ですか？

A 発行手数料はかかりません。

Q5 自宅療養証明書が届いていない・紛失したので再発行したいのですが？

A 保健予防課 感染症対策担当(03-3847-9476)までお問い合わせください。

Q6 自宅療養証明書を複数枚発行してもらうことはできますか？

A 原則として、1部のみの発行となります。ご自身の控え等はコピーにて対応をお願いいたします。

Q7 保険会社の様式で発行してもらうことはできますか？

A 申し訳ございませんが、個別の保険会社の様式での発行は対応いたしかねます。